

平成30年1月16日

調布市議会議長 田中 久和 様

提出者 調布市議会副議長 井上 耕志

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（研修・~~視察研修~~）を実施いたしましたので、  
視察等個別部分報告書（第2号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路

2 実施期日（期間）

平成29年11月15日（水）・16日（木）

3 実施場所（~~視察先~~・研修会場）

姫路市文化センター

4 実施目的

地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

5 参加者の氏名

井上耕志、平野充、二宮陽子、榎原登志子、丸田絵美、  
橋正俊、小林市之、大河巳渡子、雨宮幸男、廣瀬美知子

6 実施結果（視察概要・研修概要）

別紙記載のとおり

7 その他

特になし

8 実施結果に対する所感、意見等

視察等個別部分報告書のとおり



## 研修概要

(1) 第1日(11月15日)

① 第1部 基調講演「議会改革の実績と議会力の向上

—政策創造の立法部を考える—

なかむら あきら  
中村 章 氏(明治大学名誉教授)

### 1. 変わる地方議会—議会基本条例の10年

平成18年6月に北海道栗山町議会で全国初の議会基本条例を制定。同年12月には三重県議会においても議会基本条例を制定した。地方分権の進展を見据え、地方議会の責任を明確にした同条例は、全国各地の議会改革に大きな影響を与えた。10年が経過したが、これまでの間にどのようなことが起こったのか。

平成27年までに都道府県議会で30件、市議会では年々増加し、444市が議会基本条例を制定している状況であるが、条例を作ったことで、議会はどのように変わったのか。→ 議員提案条例は新規条例制定よりも廃棄件数の方が多い。また、条例制定においても約半数しか承認されていない。これは会派性、党派性、イデオロギーが問題となり否決されることが多い。

議会基本条例が出来上がったことで、議会にどう影響を与えたのか。今後必要なことは、①事務局のインフラ整備②図書館必置となっているが、資料の充実や整備。新しい条例を作るには図書館が大事である。③議員は他自治体がどういうことをやっているのか、知見の収集。後方支援、資料の充実、知見の蓄積が進めば、新しい条例が議員の手でつくられるることは間違いない。

基本条例は大変大きな実績を生み出したと思う。①議会基本条例は、議会のみんなが自分たちの手でつくられた。このようなことは日本以外にはない。他の国にない試みである。②議会に関する意識、認識、知識を深めた。③反問権や一問一答など、議会内部の組織を新しく変えた。④議会報告会の実施など、議会や議場で完結していた議会活動が活発となった。

議会基本条例で残念なことは3つ。①文章を住民目線で「です」「ます」調に書かれていれば、住民からも親しみやすいものになった。②議会内部の改革（一問一答、反問権など）がほとんど不満の残るもの。③完全燃焼症候群。条例をつくったことで終わってしまった。議会基本条例や議会改革はあくまでもスタートであり、今後はこれらを足場に様々な問題の取り組むべきである。

## 2. 改革から政策創造へ一直面する課題＝人口減少と地域振興

2010年の人口は1億2800万人、2030年には1億1600万人と予測。2030年は人口の3分の1が65歳以上となる超高齢社会となり、生産年齢人口（15歳～65歳）が減少するため国内生産の低下につながる恐れ。

今問題になっているのは、①2025年問題（団塊世代が75歳以上なり、人口の5分の1が75歳以上になる）②2040年問題（増田レポートによると人口が1億728万人まで減少。896自治体が消滅など）。増田氏の論は悲観的過ぎである。

生産人口の減で日本の生産能力、経済が落ちると言われるが、一番の問題はローカルデモクラシー。無投票当選の増加の可能性がある。

「連携中枢都市構想」が出来た背景は、地域の自治体単独では不可能で、合併で地方創生は行わず、協働と連携にアクセントを置いたことである。2014年に国交省の「国土のグランドデザイン2050」、経産省の「都市雇用圏」、総務省の「地方中枢都市圏」の3つを1つにまとめ、2015年に「連携中枢都市圏構想」が出現した。

連携中枢都市宣言をした市が他市町村と連携協約を締結する。中核都市には都合のいい有利な制度である。この制度は互いの信頼関係が重要で、中心市には連携市町村に全責任を持つ心配がある。議会の承認が必要な制度だが、承認は構想が出来てからとなる。

## 3. 地方議会のこれから—防災と政策創造／政策チェック

被災経験の有無にかかわらず、市民と議員が防災について議論されていないのが実情。防災は議員とは全く関係なく進んできている。

災害が起きたとき、住民が県議会議員に期待することは、情報収集

と食糧確保であり、市議会議員に期待することは、助言や相談である。住民は市議会議員を身近に感じている表れである。

議員には積極的に防災に関わっていただきたい。災害対策基本法で地域防災計画の策定が義務付けられているが、議会のことは載っていないので、自治法96条第2項によって議決事件にして審議することが必要。さらに執行部への監視機能を高めてほしい。災害対策基本本部の運営について議会で質問していただきたい。もう一つはBCP（業務継続計画）が整備されているかどうか確認をしてほしい。

避難所の整備について、住民の認識と現状とにギャップがあるのでぜひ議会で質問をしていただきたい。

多くの住民は携帯電話で情報を得ているので、不測の事態には一斉に自治体が発信できるよう、電話番号登録の呼びかけを行ったいいただきたい。

#### 4. 地方議会の政策展望—電子政府の試み／エストニアから学ぶ

韓国、イスラエル、イギリス、ニュージーランド、エストニアはIT化、電子政府の先進国である。「デジタル5」と呼ばれている。

エストニアでは人口131万人（全体の94%）がマイナンバーを保有しており、パスポート、保険証、免許証、処方箋、定期券など全てマイナンバーで可能とのこと。

また、選挙も電子投票を実施しており、選挙期間中（1週間）何回でも投票ができ、最終票が確定票となる。これまでほとんど不正はない。

最後に、これから議員像は「国・首長に立ち向かう議員」「外部志向の強い議員」「ICTを駆使できる議員」「勉強する議員、族を目指す議員」「昔を振り返らない議員」である。

(ア) 第2部 パネルディスカッション「議会改革をどう進めていくか」

<コーディネーター>

人羅 格 氏（毎日新聞論説副委員長）

<パネリスト>

新川 達郎 氏（同志社大学大学院総合政策科学研究所・政策学部教授）

大山 礼子 氏（駒澤大学法学部教授）

金井 利之 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

川西 忠信 氏（姫路市議会議長）

各パネリストが「議会改革をどう進めていくか」のテーマに沿って議論した。

大山氏は、議会基本条例では審議方式（一問一答、反問権など）の改革が大きいが、議事手続きの改革は住民には全く関心のない話である。議員と住民とのずれのひとつ的原因になっている。議員の成り手不足、投票率の低下が大きな問題で、議会は住民に評価されていない。県議会及び町村議会では無投票当選が約2割。市議会でも無投票が徐々に増加している傾向である。統一地方選挙の投票率は2015年まで4回連続して過去最低を記録している。議員構成にも偏りがあり、女性議員や若者議員が非常に少ない。職業分布も議員専業を除くと自営業など時間が自由になる人が多い。議員構成が偏ると住民からみて「自分たちの代表がこれで本当に良いのか？」と思ってしまうので、選挙に关心を持っていただき、立候補者を増やして競争を活性化させる議会のあり方を考えてもらいたいなどと述べられた。

金井氏は、議会基本条例は目標が具体的に見えるメリットはあるものの、条例の制定自体が目標となってしまい、制定して終わりとなりやすいことがデメリットである。議会基本条例を作ったら住民からの信頼や議会の機能が向上したのかといわれるとよくわからない。議会改革とは結局は首長との権力闘争であり、首長との権力闘争に勝てない限り、議会は常に首長によって「悪者」になるか、首長の協力する

「引き立て役」になるのかどちらかであるなどと述べられた。

新川氏は、議会基本条例は6割を超える市議会が制定しており、議会改革をしたことがない議会はまずない。議会基本条例は議会改革に結びついているのか、審議の活性化が出来ていたのか、審議を通じて政策論議の深まりや監視機能の発揮などが具体的にどこまで改善されていたのかが大きな論点である。議会基本条例がきちんと機能していないのならば見直す議論も必要である。計画的にかつ具体的な改革に結びつける努力がされているか。議会改革は次の段階を考える時期にきている。議会基本条例を議会のあり方、住民、執行機関も含めた地方自治の運営の重要な柱の一つとして位置づけ直し、運用を通じてどれくらい豊かな成果を出していけるか考えていくことが、これから議会基本条例の在り方であるなどと述べられた。

川西氏は、姫路市では議会基本条例を平成23年10月に制定し、これまでの一括方式に加え、一問一答方式と、両方を組み合わせた複合方式を導入した。導入後、約半数が一問一答方式で行われている。また、これに合わせて反問権も導入した。6年間で数回行使されたものもあり、非常に張りつめた緊張感が生まれた。議員間討議は自由討議を尊重しながら合意形成に努めるとしているが、あまり活発ではない。議会報告会については、全地域での開催が困難、一部の議員の意見を発表することに問題、実質的な運用が困難など、議員のなかで意見が分かれたため、導入はしていない。議会基本条例制定後の議会改革の取り組みとしては、議会運営委員会を中心に必要に応じて検討機関を設置し、政務活動費の閲覧制度の開始や陳情の見直し、ICT化にむけたスマートフォン等による本会議中継の開始など、協議を行っていった。現在は質問のあり方や、新たな予算決算審査のあり方、タブレットの導入などについて検討しており、議員、事務局職員が参加して勉強会を開催した。質問のあり方について勉強会などを開催し検証するも、一部の検証に留まっており、全体的な検証を進めていくことが今後の課題であることなど述べられた。

### 第3部 課題討議

「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

<コーディネーター>

新川 達郎 氏

(同志社大学大学院総合政策科学研究所・政策学部教授)

<事例報告者>

目黒 章三郎 氏 (会津若松市議会議長)

豊田 政典 氏 (四日市市議会議長)

盛 泰子 氏 (伊万里市議会前議長)

会津若松市では、「市民意見を起点とした政策サイクルとその成果について」と題し発表が行われた。

中学生でもわかるような議会の取り扱い説明書「見て知って参加するための手引書」を作成しており、平成28年9月に全戸配布を行った。これは市民との意見交換会の中で「普段、議員は選挙と定例会以外は何をしているかわからない。」という意見があったことから、市民委員2名が属する議会制度検討委員会で話し合われ、作成されたものである。

議会基本条例はただ作ればいいのではなく、「請願・陳情者の意見陳述の確保」「議員間討議の導入」「タウンミーティング時の『市民の声』を政策化するための仕組みづくり」の3つを条例に入れないと真の基本条例とは言えない。

会津若松市では議長選挙で「所信表明会」を行っており、これは市民へ開かれた議会の第1歩であること、また、議員同士でも進むべき方向性の認知・共有を行うことができる。議会の代表を決めるのに、市民に全く見えない決め方では開かれた議会とは言えない。

市民の声を政策化するために、市民との意見交換会を開催しており、地域別（市内15カ所）に5月と11月に、1班6名で3箇所ずつ開催している。参加人数は約200名、意見も同数集まる。集まった意見を整理・分類し、各委員会へ分担する。委員会はテーマに沿った有識者によるセミナーの開催や先進地への視察などを行っている。委員

会でまとめられた内容を市へ政策提言をしたり、市の事業執行状況のチェックや評価を行っている。

市民意見が起点となって、議会として政策づくりをしている。これらを回す根拠にあるのが議会基本条例であると述べた。

四日市市議会では「議会基本条例の制定への想い～議会のあるべき姿の実現に向けて～」と題し発表が行われた。

議会基本条例制定に向けて、平成21年6月に全議員で構成する「議員政策研究会」に「議会基本条例分科会」を設置。有識者による講演会等の調査研究を実施し、分科会原案を策定。23年3月に条例制定議案を全会一致で可決した。先進議会の条例を参考にし、可能な限り盛り込み、また、これまでの改革の見直しも行った。

当市の議会基本条例では、「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議及び政策提案」を基本方針の3本柱としており、議会報告会の開催、常任委員会等のインターネット中継の開始、市議会モニター制度の導入、議員研修などを行ってきた。

四日市市議会の特徴的な取り組みとしては、通年議会の実施（定期会の回数を年1回とし、会期を通年とする）、専門的知見の活用（学識経験者等の専門的な知識を有する人に、調査を依頼し、議案の審査や議会がおこなう討論に反映させる）、平成16年から市議会モニター制度の導入（市民からの要望、提言など広く聴取し、市議会の運営に反映させる）など、数多くの取り組みを行っている。

今後実施する取り組みとしては、市民が議会をどれだけ理解して、関心を持っているのか、市民意識アンケート調査として市議会だよりへアンケートを折り込んで全世帯へ配布を行う予定であることなどを述べられた。

伊万里市議会では「議会基本条例を通して地方自治を考える」と題し発表が行われた。

平成5年に執行された市議会議員補欠選挙では、30人中22人が入れ替わるという前代未聞の選挙となった。いち主婦だった自分が議会の世界に入ってまず感じたことは、「秘事口伝」の世界であり、と

ても分かりづらいことが多かった。しかし、半数以上が入れ替わったことで議場には「革新系」の先輩議員だけとなつたため、発言を抑えられるようなことはなく、それは良かった。

全国的に誇れる議会基本条例制定以前からの改革としては、委員会報告後の委員長や議会議案等提出者が執行部側に座り、対面で質疑を受ける形をとっている。とても緊張するが、向かい合って議論することは大事である。

議員定数の削減を求める請願が提出されたが、結論を出し得ないまま平成28年に選挙を迎えてしまい、二度と削減を突き付けられない議会を創らなければならないという思いから議長に手を挙げ、同数でくじ引きで議長になった。所信表明では、議会基本条例の制定を目指すことを述べた後で、「学ぶ研修の場づくり」「定例記者会見」の2つを約束した。

「学ぶ研修の場づくり」では、補正による議会費の増額はほぼ不可能であるため、財源については議長の裁量で工面できる予算、例えば議長自身の政務活動費の活用、局長随行を極力減らすなどして予算を工面した。また、車の車輪である議会事務局職員も一緒に学べる研修会を会費制で行ったほか、近隣自治体議会にも呼びかけて合同の研修を行った。2年間で11回実施し、議会基本条例のテーマを中心に様々な分野から講師を招いた。

「定例記者会見」では、定例会終了後に正副議長での会見をケーブルテレビで放映し、議長が「議会の今」を語ることによって市民に少しでも身近な存在になるようにという思いで行った。

議会基本条例については、議長選の所信表明で公約しており、議長を除く23名で特別委員会を設置し、各会派のメンバーで構成する作業部会で精力的に何度も話し合い、平成29年3月に制定となった。

議会基本条例は二元代表制であることの確認手段であり、定期的に見直しをすることで条例を育てる。改革を後戻りさせないことが市民との約束であり、全ての議会で検討し制定することがベストであるなど延べられた。

## 第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	井上 耕志
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
【全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路】		
<ul style="list-style-type: none"><li>○議会改革の実績と議会力の向上</li><li>○議会改革をどう進めていくか</li><li>○議会基本条例のこれまでとこれからを考える</li></ul>		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
<p>「議会改革の実績と議会力の向上」</p> <p>平成 18 年の栗山町の事例から 10 年が経過し、平成 27 年には 444 市 2 特別区で議会基本条例が制定されている。調布市議会では平成 25 年 3 月に同条例を制定し、本年で 4 年が経過したところである。</p> <p>同条例を制定したことにより、本会議場での質問における一問一答制や委員会における議員間討論の導入、議会報告会の実施などさまざまな改革がなされてきている。</p> <p>全国的な議会改革推進の流れを受け、本市における改革も前進しているところであるが、今回の基調講演ではそれら改革を踏まえた上の政策創造に関するサジェスチョンが大変意義深かった。人口減少と地域振興をどうとらえるのか、防災と政策創造をどう考えていくのか、あるいは電子政府への試みなど今後の議会を運営していく際には重要な課題が山積しているものと認識を新たにした。</p> <p>まず人口減少と地域振興に関してであるが、本市は幸いなことに平成 26 年の人口推計における平成 36 年の人口 23 万人という予想を大幅に上回り、平成 29 年中には人口 23 万人を超える、今後も微増ではあるが増加する予測が示されている。2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、調布駅前広場をはじめとした市内各施設の整備も順調に進んでいる。むしろその後の持続可能な市政運営がなされるために、議会としてどのように政策提案を行っていく必要があるのかという気を新たにすることとなった。平成 29 年 9 月にオープンした調布駅前の商業施設を活用しながら、地域の経済がさ</p>		

## 第2号様式(第3関係)

らに振興する策については引き続き市民意見を十分に取り入れ、議会としての能力が発揮できるよう努めていく必要がある。

また、防災と政策創造をどのように考えていくのかという視点については、本市の市議会は全国的にも先駆的な「調布市議会災害対策支援本部要綱」を平成24年に制定しており、災害発生時の迅速かつ的確な議会としての対応を規定している。今後は同要綱を運用するなかで、災害時情報収集や食糧確保、情報提供のあり方などについてもより具体的な計画を策定するよう引き続き協議を深めていくことが重要である。

最後に電子政府への試みについてであるが、この項目では世界で最もIT化、電子政府が進む韓国、イスラエル、イギリス、ニュージーランド、エストニアの5大大国のうち、エストニアの事例が報告された。エストニアでは人口の94%におよぶ131万人がマイナンバーを保有し、EU圏のパスポート、保険証、免許証、処方箋、定期券、選挙のすべてがマイナンバーで対応することが可能とされている。もちろんこれらは国策の部分で進められなければならないものが多数であるが、基礎自治体としても住民票の発行をはじめ、市内公共施設の予約などで活用できる方策も検討できるのではないかと考える。

地域のなかで活動する市議会議員だからこそ発信できる政策をまとめるにより、議会力の向上がさらに進むのではないか。

### 「議会改革をどう進めていくか」

同パネルディスカッションは毎日新聞論説副委員長をコーディネーターとして、大学教授3名に姫路市議会議長をパネリストとしたなかで進められた。全国的には議員のなり手不足の問題や女性議員の数、あるいは職業分布などについて問題点が指摘され、「選挙にも関心を持ち、立候補者を増やし、競争を活性化させる議会のあり方を考えもらいたい」との提案がなされた。調布においては全議員27名のうち37%を占める10名の女性議員が在職しており、なり手不足についてもその問題点は現時点ではしていない。印象に残った「議会改革で必要なのは継続性」という方向性を調布市議会として進めていくことが重要。

## 第2号様式(第3関係)

### 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

調布市議会では前述したとおり平成25年に議会基本条例を制定し、本年で4年あまりが経過したところである。現在のところ本会議場における一般質問の一問一答方式の導入、本会議・委員会および全員協議会のインターネット放映や委員会における議員間討論についても導入がされている。また、新しくはホームページ上において政務活動費の領収書開示なども進められ、情報公開に対する姿勢も前進して改革が進められていると受け止めている。さらに、平成29年11月で7回目を迎えた議会報告会は各回とも回数をこなしていくごとに創意工夫を凝らし、現在は30名程度の市民の方々がお越しになっての報告会が運営されている。

今回の課題討議では、こうした全国的な議会改革の動きを推進していくなかでも、制定した議会基本条例の見直しを図っていく必要性について語られる機会が多くあったように感じるところである。調布市議会の議会基本条例でも、第24条において見直し手続きに関する項目が織り込まれており、「社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする」とされている。議会の中でもこの24条に基づく議会基本条例の見直しについては折に触れて議論の俎上に乗っているところである。改めて社会の要請に応えられるような議会としてこの見直し条項を活用できるような議論を前に進める時期に来ているかもしれない。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に記載

第2号様式(第3関係)

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ） 全国市議会議長会研究フォーラム		
①基調講演 中邨 章 氏（明治大学名誉教授）		
②パネルディスカッション コーディネーター 人羅 格 氏（毎日新聞論説副委員長）		
パネリスト 大山 礼子 氏（駒澤大学法学部教授） 金井 利之 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 新川 達郎 氏（同志社大学大学院総合政策科学研究所・政策学部教授） 川西 忠信 氏（姫路市議会議長）		
③課題討議 コーディネーター 新川 達郎 氏（同志社大学大学院総合政策科学研究所・政策学部教授）		
事例報告者 目黒 章三郎 氏（会津若松市議会議長） 豊田 政典 氏（四日市市議会議長） 盛 泰子 氏（伊万里市議会前議長）		
平成 29年 11月 15（水）・16日（木） 会場：姫路市文化センター		

## 第2号様式(第3関係)

### 2 実施結果に対する所感、意見等

(質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)

#### ①基調講演

##### 「議会改革の実績と議会力の向上」

全国各地で広がった議会基本条例の良かったところは、

- 自分たち議員で作ったこと。
- 議会について再認識できたこと。
- 議会内部の改革をできたこと。
- 議場から外に出て報告会を持つようになったこと。  
だという。

しかし、更に注文をつけるなら、

△条例内容を「です」「ます」調で市民が日頃使う言葉にできないか。

△議会内部の改革に終始てしまっていること。

△条例を作ることで完結てしまっていること。

とのことであった。

ごもっとも感じた部分だった。

他国の地方議会（議員）の紹介や、

災害時や災害対策を通しての議会のあり方、

更には、議員報酬や議員定数などにも触れながら、

基調講演者のいわんとすることは、

「議員の質を上げよ」との一言に尽きる内容であった。

本日の基調講演の内容は、自分自身が

日頃から意識している内容であったため、

新たな学習というよりは「確認」できた内容であった。

## ②パネルディスカッション

「議会改革をどう進めていくか」

最初に各パネリストから以下のような問題提起があった。

(大山) 議会基本条例をつくり「議事手続き」をいくら改革しても、市民は興味ない。

選挙を行っても候補者も限られ、あるいは無投票なりで、議員の構成が偏っていると、市民にとって自分たちの代表との意識が持ちにくい。との主張。

(金井)

議会基本条例を作ることが、自己目的化され、それで完結としているのであれば、市民に対しては何ら理解は得られない。

報告会を開いても、決まったことをただ聞いているだけでは市民はつまらない。形骸化を怖れる。

市民は、議会はこれから何をしてくれるのか、または要望を聞いてほしいのである。

大事なのは首長との権力闘争。それで議会に勝ってもらいたい。

(新川)

議会基本条例が、そのまま議会改革に繋がっているのかどうか、そこが大事。

法令遵守義務を守ることは当然だが、

議会改革を実現させるために、条例や具体的運用の見直しは必要。単なる理念や形式でなく、どう実態のあるものにしていくのかの段階に入っている。

(姫路議長からは報告)

姫路市の自治会加入率は90%を超えており、地域ごとの協議会に

## 第2号様式(第3関係)

議員が皆出席している。市民の要望をおよそ知っている。そのような背景の中、姫路市議会が一番力を入れているのは、決算議会で前年度の施策事業の成果等、確認終了後、1ヶ月で各会派ごとに予算要望冊子をつくり、各局と交渉している。この流れを議会で統一して行っている。

その後の意見交換内容として

多くの市民は、○○議員は信頼しているが  
議会は信用していないという人が多い。

そうではなく、市民が議会は信用しているとなれば、本来の目的も達成できてくるのではないか。

金を巡る権力闘争に（予算を通すかどうか）議会側は「守り」として「政務活動費」は「現金を議員にさわらせない」ように決めると良い。まずは、この守りを万全にした上で、次に「攻め」。

攻めとは、議会が予算を決めているということを市民にアピールすること。

議会のしくみとして、首長がいくら案を練って査定しても議会がXをすれば通らない。議会のほうに力があることを市民に意識してもらえるようにならなければならない。

もし、市長が出したものと「はい」それでいいですか認められないのかだけの議会であれば、何の魅力もない。姫路市議会で行っている会派からの予算提出は市長が答えたものを再査定するしくみがあれば尚素晴らしい。

その他、議員のなり手の課題として、

社会的な背景や選挙制度、これまで長年にわたる政治家というの職に対する正しき教育、また、選挙制度も含めた正しい教育が乏しかつ

## 第2号様式(第3関係)

た。くだらない国会議員がくだらないことをしてメディアでバカにされ、それを見た国民が呆れる。それが政治家だと見られる。地方議員も国会議員も同じに見られる傾向もある。本気で議員の仕事をすれば、地方議員の額は低すぎる。

これは正当な考え方だと感じた。

全体として金井利之さんの切れ味の良い意見が良かった。勉強になった。また、新川達郎さんは深く現場事情を洞察された重い一言一言であったと思う。

### ③課題討議

「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

(目黒)

中学生の公民の教科書を議員は確認しておくべき。

議会基本条例の中に

- 議長選挙（所信表明会）を実施
- 請願・陳情者の意見陳述の確保
- 議員間討議の導入
- タウンミーティングで市民の声を政策化するための仕組みが入っていないといけないとの主張あり。

(豊田)

議会改革度は全国一と出ているが、それを知る市民は極めて少ない。

現在、市民に対しアンケート調査を行っている。ズバリ市議会は何点ですか？等。

その他、四日市は通年議会。代表である議長が市に対していつも議会を開くぞと構えている。

## 第2号様式(第3関係)

3つの基本方針あり。

- 市民との情報共有
- 市民参加の推進
- 議員間討議及び政策提案

いつの日か、市民から市議会凄いなと言われるようになりたいとの主張。

(盛)

市民からの厳しい意見（古いものを見たければ、博物館か議会へ行け。明日あなたの自治体が無くなると聞けば「困る」が、議会が無くなると聞いて「困る」と答える人がいるのか？等々）を真正面から受け止めながら本年3月に議会基本条例を制定した。盛議長になったときに「二度と削減を突きつけられない議会にしてみせる」と決意してきたとの主張。

(全体)

それぞれ代表されて発言している議長さんたちの意見などを集約すると、議会基本条例を制定して良かった点は、理想像を具体的に文言にして明確にできた。また、次世代の議員にも伝えられる形を作れた。しかし、課題としては、現実として、どれだけ理想に進められているかとの進捗の課題があるとのこと。

また、議会の中には、改革に対し重い議員がいるのは、それはどこにでも居る。改革派の仲間を一人また一人と増やしていくれば流れが出来てくる。また、これからの中人議員は改革進行中の意識が当たり前と考える議員になってくる。

その他、議員間討議はなかなか形をつくるのは難しいとの発言もあった。

## 第2号様式(第3関係)

結論として自分が考えるに、

「一市民の側に立って議会を見つめる」ことが根底にあれば、行き詰まることはないことを学んだ。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

どこも抱えている課題は同じ。模索は続いていくと思う。

議会改革への意識を持ちながら、今後、調布市議会での議会基本条例も改正しながら、一歩一歩前へ進めていかなければならない。

## 第2号様式（第3関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	二宮 陽子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2017.11.15 全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路		
1. 基調講演「議会改革の実績と議会力の向上」—政策創造の立法部を考える 中畠章明治大学名誉教授		
2. パネルディスカッション「議会改革をどう進めていくか」 コーディネーター人羅格氏、パネリスト大山礼子氏、金井利之氏、新川達郎氏、川西忠信氏（姫路市議会議長）		
3. 課題討議「市民意見を起点とした政策サイクルとその成果について」 目黒章三郎氏（会津若松市議会議長）豊田政典氏（四日市市議会議長） 盛泰子氏（伊万里市議会前議長）		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
1. 2006年6月北海道栗山町、2006年12月三重県議会に議会基本条例が制定され10年が経過した。制定議会は、都道府県議会30件(63.8%)、81ある市議会のうち444市(54.6%)となっているが、一方特別区23区中では2件(8.7%)、町村議会では239件(25.8%)と、制定に向けた動きを比較すると特別区と町村議会は遅れをとっている。議員提出条例制定は、2015年95件のうち、原案可決は42件で、会派による否決事案としてイデオロギーにより与党は通るが野党は通らないことがある。議会基本条例の意義と成果としては、議会に関する意識、認識、知識の深化、議会内組織の再検討（反問権、1問1答、議員間討論等）、議会活動の活発化（議会報告会等議会から表に飛び出すようになった。）につながっており、「自分の仕事のためにつくる」という点では、議会だより同様に他国にはない試みである。しかし、住民目線とするなら「です・ます」調に変更することや、議会内部の改革にほか、議会だよりは住民にとって“読めるもの”“読みたくなるもの”にしていく努力が必要。完全燃焼症候群「作ることで終わり」になっている現状がある。作ることで疲れ切ってしまったという自治体もあるなど、課題も出てきている。だからこそ「改革」として新たに取り組む必要がある。私たち調布市議会にも、議会内部の改革、議会だよりの改善等同様		

に課題がある。

## 2. 改革から政策創造へ

直面する課題として、2025年問題は、団塊世代750万人が75歳以上で、5人に1人が75歳以上になる。

## 3. 地方議会のこれから—防災と政策創造

災害対策本部運営など政策チェック、安全・危機管理など、防災対策は、議員としてではなく「議会」として動くことが必要。認知度を高めるために真っ赤なパーカーを着用し市民から分かりやすく目立つようにするなど具体的なアドバイスがあった。支援物資管理業務の見直しなど執行部に「庁舎不全の場合どうするのか」という質問はしておくべき。さらに議会としての方向性を明確にすることを日頃から話し合っておくことは必要である。

4. 地方議会の政策展望—2005年世界初の電子投票が行われ、自宅パソコンにIDナンバー・暗証番号を持ち、投票期間の期間は1週間という報告があった。日本の課題としては、インセンティブ不足、郵便・本人確認等アナログであるなど解決すべき点がある。過去にソ連の属国であったエストニアでは130万人の人口で94%が保有しており、スカイプの開発や、電子政府への試みを進めることなど参考にするべき。

最後に、これらの議員像として、①国・首長に立ち向かう②外部志向強く③ICTを駆使できる④勉強する、族を目指す⑤むかしを振り返らないという提案があった。これらの提案はなるほど、と大きくうなづくことが出来た。この基調講演を受け、これからも議員に必要なスキルや知識とともに、職責の自覚の元、議員としての役割をしっかりと果たしてゆきたいと思う。

## 2. パネルディスカッション

(大山礼子氏)「議会改革を議会の中だけで終わらせないために」どうするかということが議論された。議会のことは国民に分かりづらく、反問権、1問1答など市民にとってはどうでもいいこと。情報公開も中身に興味を持つてもらわないと効果が薄い。これらは市民との「ずれ」の原因の1つとなり、成り手不足、投票率低下につながっていく。また、議会は住民自治の「現場」であるはずなのに、どう選んだらいいかわからない・住民代表と言えるのか疑問もあるという声もある。女性議員の数では日本は世界的に見てとんでもない数。男女が等しく議会に参画し、政策提案する機会を確保することが出

来る環境にしていくべきだが構成が偏っている。「自らの代表」と思ってもらえないことから、選挙に関心を持ってもらい、競争し、活性化していく必要がある。

(金井利之氏)議会はチェックする役割を果たしているか。議会基本条例は、形としてはっきりしていることで、目標が目に見える状態であるため、議会議員・事務局が取り組みやすいメリットがある。それ故に、『仏作って魂入れず』という状態になりやすい。住民からの信頼が向上することなく議会の機能が強化されるわけでもなく形骸化しやすいデメリットもある。議会改革とは、首長との権力闘争である。勝てなければ首長によって「悪者になる」か、協力する「引き立て役」になるかのどちらか。そして、予算こそが議会の権力闘争の主戦場。いい権力闘争することで、住民の関心を持ってもらい、投票率の向上につながる。

#### (新川達郎氏)「議会基本条例と議会改革の展望」

課題は、具体的な改革に結び付ける努力がされているか。議会改革の重点は、住民参加の観点から地方議会を考えた時、伝統的な議員が住民代表的な観点からの卒業等、改革は考え続けなければならないもの。実現するためには止まつては後退し陳腐化する。運用見直し法令や日々具体的運用に刷新していくことが必要。次のステップに来ていると考えるべきでたゆまず進めていく必要があり点検していくこと。住民自治を議会から進めるために、議会による住民意見聴取とその反映として、公聴会・参考人・請願等積極的に活用することが出発点。住民発言機会の確保(できるだけ広く聞く努力を)住民の専門性を活かす・参加型審議会の開催。出前議会・出張議会・住民懇談会・パブコメ世論調査で開かれた議会へ

#### (川西忠信氏)「姫路市議会の現状と今後の方策」

自治会 91%の加入で、意見交換は日頃からしている。条例制定は、問題なくすんなりと決まっていった。1問1答方式、反問権、議員間討議を導入したが、報告会は導入せず。チェック機関として予算に議会がどうかかわっていくのか、7,8年で充実させた。1局1時間課長級が出席し、前年度の進捗状況を説明してもらう。社会状況の変化や全体を進めていくことを考えている。市民に身近に感じてもらう取り組みとして松本市、予算決算審議のあり方として豊田市に注目している。

ディスカッションでは、

- ・住民とのかかわりが改善されれば、執行機関との関係も進んでいくのでは
- ・決まったことを聞く報告会は、関心のある人しか見ない。議会を信頼していない住民。議会として意見を聞いているかが大事（大山氏）。
- ・住民の声を議会としてどう聞くか。住民は、「政治には権力を期待している」（金井氏）
- ・大きな問題について議論することが大事。修正含めて議員提案も色々できるのではないか等。

選挙制度については、改革と、変えないほうがいいという両方の意見があった。ディベートの題材にするには最適であると思うので、主権者教育のいいきっかけにもなると思った。

研究者の言葉は、時としてシックリ来ない時もあるが、現場の試行錯誤の報告は、実感がこもっていて聞いていてよく伝わってくる。地方議会が機能することとは、民主主義の根幹であるため、そのあるべき姿を考えることは大変大事なことである。

### 3. 課題討議

この時間は、先進市である 3 自治体の具体的な取組と課題をお聞きすることが出来て、大変興味深く話を伺った。会津若松市議会議長からは、「議員とはなにか」から議論を始め、基本計画に自治体計画を入れることや、議決責任を条文に入れること、会派でまとめるのではなく、説明するようにし、議員間討議は知見を高めるために採用している。そして成果を検証するタイミングとなったのである。伊万里市の前議長盛氏は学ぶ場をつくるため、事務局職員と近隣自治体へも呼びかけ、二年間で 11 回の研修を実施した。さらに定例記者会見で議長として「議会の今」を語った。「古いものを見たければ博物館か議会へ行け！」と言われないように、不断の改革や努力をしていくべき。「民主主義の発展を阻害する要因の一つに、議論を悪とする習慣がある」という言葉が印象に残っているということだった。少数の意見も聞いていき、いい形で議論を進めていくことや、上手につなぐファシリテーター（第 3 者）を置くことで、市民との懇談会を成功させているところもある。このような先進事例から前向きなイメージを得ることにより何をしていくべきか想像することができる。今何が議会に必要かを考え、あきらめずに実

行していくべきと実感した研修となった。不寛容さと格差がひろがっている社会で、意見の違うもの同士が合意形成するのは並大抵のことでは実現しない難題であるが、一步でも二歩でも進むようにしていきたいと思っている。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

議会基本条例の見直しや、議員、事務局、市民が参加する勉強会の開催。

活発な議論が出来る環境をつくっていくなど新たな提案が必要。

議会は何しているのか、と言われないようにしなければならない。

視察等個別部分報告書	作成者氏名	榎原 登志子
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回 全国市議会議長会議長会研究フォーラム in姫路 平成29年11月15日（水）・16日（木） 姫路市文化センター</li> </ul>		
<p>【基調講演】</p> <p>「議会改革の実績と議会力の向上-政策創造の立法部を考える-」</p> <p>中村 晃氏（明治大学名誉教授）</p>		
<p>【パネルディスカッション】</p> <p>「議会改革をどう進めていくか」</p>		
<p>■コーディネーター</p> <p>人羅 格氏[毎日新聞論説副委員長]</p>		
<p>■パネリスト</p> <p>大山 礼子 氏[駒沢大学法学部教授]</p> <p>金井 利之 氏[東京大学大学院法学部政治学研究科教授]</p> <p>新川 達郎 氏[同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授]</p> <p>川西 忠信 氏[姫路市議会議長]</p>		
<p>【課題討議】</p> <p>「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」</p>		
<p>■コーディネーター</p> <p>新川 達郎氏[同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授]</p>		
<p>■事例報告者</p> <p>目黒章三郎氏[会津若松市議会議員]</p> <p>豊田 政典氏[四日市市議会議長]</p> <p>盛 恭子氏[伊万里市議会前議長]</p>		

## 2 実施結果に対する所感、意見等

(質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)

### 【基調講演】「議会改革の実績と議会力の向上」

○まず議員として議会として、住民の安全、安心を基本とするということである。その安全・安心に生活がおくれるよう現在の日本において自治体は、さまざまな取組みがあり住民を守っている。住民をしっかりと支えているが今日の多種多様な対応に迫られ、さまざまな政策が抱えている問題点を、一つひとつ解決に向けて取組みがなされている。

その一つとしてどこの自治体もかかえる問題に、人口減少の問題があげられる。人口減少が進むなかで少子超高齢社会が大きな要素である。先の大戦中に「産めよ、増やせよ」、そして我が国は、農村社会であり人手がいれば家族が助かることから多産という状況であった。大まかなことで言えばそのことにより増え続けた「金の卵」と言われた人々が上京したことや利便性と企業などの関係から、今の人ロ構成と東京をつくっているのではないかと考える。そうした人口構成の超高齢社会を自治体としてどのような政策で支えていくのかということである。

そこで「連携中枢都市構想」という自治体の抱える問題を助けあいながら、活性していくものがある。自治体間の協定や連携により補うその構想は、人材の連携や医療の連携、住居の連携など多岐にわたる。人が生活を送るなかで基本の衣食住から様々なことに、接点をもって生きている。私たちは、最低限必要なものだけで足りるという時代からもう、抜けている。そしてたくさんの物と情報に囲まれて生活を送っている私たちにとって、求めることも増え続けている。それに対応をしなければならない自治体も苦慮をする。とりわけ子育てと介護の問題が、ウエイトを占めている。このような問題を自治体間で連携しているものとして、市境に保育園を建てることや住所地特例などがある。

医療の連携、観光業、研究など姫路市においても新たな広域連携モデル事業がなされている。広域市町村の連携強化をすることで今後、いつ発生するか分からぬ災害にも備えておくことが出きる。災害を経験していないところは、やはり対応力に弱いことがあるので災害経験都市から学び連携をするのである。だから災害非経験自治体は、そのようなことも改革が必要ということである。その改革として電子政府、電子自治体という改革が重要であるようだ。緊急メールなどもこの改革で、行えるようになるからである。この電子政府として注目を集めているのが人口 130 万人という小国エストニアだという。選挙から教育や医療な

どさまざまなことが、インターネット上で出きるという。

さまざまなことがインターネット上でできることから待つことや、列をなすことなくなつたという。そして、電子投票も行われている。日本でも電子投票について最近、案が出されたばかりであり小年齢の投票率を上げるためにも、電子投票の改革を早く行うべきである。

また、議会改革ばかりを求めても議員一人ひとりが、向上しなければならない。今は、ICT化社会であるから様々な情報収集や発信方法など上手に使いこなせなければいけないということと行動派でなければならないので日々、勉強をしなければならない。

#### 【パネルディスカッション】「議会改革をどう進めていくか」

○市民に開かれた議会と解かりやすいものにしなければならないことは、言うまでもないが改革とは難しい。その議会そのものが住民に解かりやすい議会にするために新しいことに取組みを行っても興味を持っていただけないことが、感じるからである。ましてや議会改革意欲が、住民に届いていないようである。

しかし誰もが特に小年齢が興味を持って定例会などの傍聴に来てくださることを、努力しなければならない。選挙という形で附託を受け仕事をさせていただいているので住民の声をしっかりと声を届けることもしなければならない。そして興味をもっている住民が「まちを良くしたい」と思う気持ちがあり議員になりたいという意欲と行動をとる人は、少ない。なぜなら地方議員は、それほど供託金の金額が高額ではないが国会議員ともなれば高額という要素があり、志す人も断念せざるを得ない状況である。またバブル崩壊後、生活が一変し節約をしながらの生活となり節約さえすれば何とか生活ができることもしくは、目の前の仕事をこなすことだけが精一杯で、政治に目を向けてみようということが出きないとも聞く。その結果、議員になろうという人も少なく議会に興味がわかないのかもしれない。また、いつの時代も議員の不祥事は、無くならず議員のイメージの悪さはなくならないこととそのような議員が話し合う議会など興味がもてないと聞く。今後は、益々、見える化と住民自治、住民がつねに参加出きる場を持ち、議会へ住民の声が届くようにしていかなければならない。調布市議会にも議会基本条例は、しっかりとある。この視察により調布市議会でも改正をしていこうという声もあがったので改正した条例を作成するまでが目標となり活かすことができないということにならないように、しなければならない。

### 【課題討議】「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

○市民意見を政策にするためには、陳情、請願は、市民からの政策提案である。市民が解決を望むものであるから直接、聞くことが議員として必要である。政策にあたっては、テーマ設定をして自由討議などを行うことそして議員一人の力では、やはり限りがあり小さいことから議員全員という塊となって政策化することが必要であるという。また、会津若松市議会は、通年議会という目標、毎日、議会を行っている気持ちでいるという意識は、素晴らしい。四日市市では今後の取組みとして市議会だよりにアンケートを折り込んで全世帯に配布するというので、真似てみたい。その内容は、議会を100点満点で何点をつけていただけるかということで、実に改革に意欲を持っている。このようなことが、地方議会から政治改革を行いたいということである。やはり市民と現行を見直すことが大事であり、住民と創りあげてあげていくことを行わなければならない。そして地方議会のイメージアップを行っていきたい。

また、衝撃を受けた言葉として「執行部に対して改革をつきつけるのに自分たちの改革は、二の次…」がスライドに出され、私も心が痛んだ。わが身の改革を行い住民のために尽力できる議員となるよう努力していく。

また「あなたの自治体がなくなる」と聞いて、住民は「困る」と答える人が殆どだと思うがあなたの自治体でこの質問をしたら、どれだけの住民が「困る」と答えてくれるか?ということにも驚かされた。

今後も制度などを策定していくには、住民との意見交換が大事である。調布市では、「住みにくい」「ほかの自治体にはあるのに…」ということがないように議会、議員として住民が出きるだけ不足のない調布市をめざしたい。

伊万里市議会では定例会御正副議長で定例記者会見を行い、「議会の今」を語っているという。このようなことも住民に興味をもってもらえることの一つであり、真似てみたいところである。

### 3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

○何度も出てくる言葉は、「住民との対話や住民参加、住民の専門性を活かす」ということであった。日常的に住民との会話をすることが今後の議会あり方となるのではないだろうか。そして小年齢との交流事業と関心を持っていただくことに少しシフトしなければならない。ある程度の議員間討論も、必要であると考える。議員の質を高めることが求められるということであり、議員同士の情報交流

などを図りたいところである。自らの知識向上、研鑽を心がけていく所存である。

視察等個別部分報告書	作成者氏名	丸田 絵美
1 観察（研修・観察研修）の実施名称（テーマ）		
全国議長会フォーラム		
2 実施結果に対する所感、意見等 (質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等)		
○ 基調講演「議会改革の実績と議会力の向上～政策創造の立法部を考える」 議会基本条例が三重県栗山町ではじまって以来 10 年、議会基本条例は、それを足がかりに新たにスタートを切るべきものであるにも関わらず、作ったところで疲れて満足。という現状。議員提出議案の数や、可決に結びついた割合（イデオロギー的問題があり一概には数字では出せないが）、また、市議会だよりや議会報告会が行われているかなどを見ても、取り組みが見えてくる。「意識・知識・認識」の三識を深めるべき。 国内人口の推移や予測される将来人口から、将来の担い手をどのように育成するのか。自治体の存続については、地方創生の大合併→連携中核都市構想。連携中枢市構想にも問題点が。 防災の視点から、被災経験がある議会と無い議会では、動き方が違う。「無い議会は議員として動き」、「有る議会は議会として動く」また、「有る」は、議会と関係なく防災が進んでいく。 ○情報と○食糧確保 は、県等への要求で誰でもできる。市民からの○助言・○相談への要求は、議員の方が圧倒的に近いことから、積極的に関わるべき。行政を監視することが重要、地域防災計画に関わることは議決事項にするべき。こうした、経験によって構築されている自治会を参考に、各議会とも、積極的に防災業務へ取り組む事ができるかが問われる。災害業務への質問を行い、防災対策の再チェックを！（万が一、本部が倒壊した場合はどこに本部を置くかなど＝宇土市の事例等） 電子政府の試みから、デジタル 5 「韓国・イスラエル・イギリス・ニュージーランド・エストニア」エストニアの経験では、パスポート、保険証、免許証、処方箋、定期券は全てマイナンバーでカバーしている。選挙もマイナンバーで投票可能である。2005 年世界初の電子投票を行う。なりすまし防止のために、自宅 PC に ID ナンバーと 2 つの暗証番号を登録。日本の場合は、まずマイナンバーが役に立たないから!?持ち歩かぬいう		

事実。エストニアでは 94%が持ち歩いている。さらに、日本の場合は、読みにくいナンバー、手書きの失効期限、インセンティヴ不足、現状がアナログという点にある。これは参考にし、利用拡大実現の可能性を探って欲しいと思う。

最後にこれから議員像を話された。1, 国・首長に立ち向かう議員。2, Look Around=外部志向の強い議員（政活費を使って、しっかり外部を見てくる）。3, ICT を駆使できる議員。4, 勉強する議員、族を目指す議員。5, 昔を振り返らない議員。・・・参考にできるだろうか。

### ○ パネルディスカッション「議会改革をどう進めていくか」

☆地方議会の危機的状況=なり手不足と、投票率低下。議員構成（女性と若者代表が過少）や職業分布の偏り（自営業）。住民から見て、代表と思えない。議会改革、また、議会改革の試みや意識は住民に伝わっているか？（議会は住民自治の現場であるはず）では、議会活動を魅力的なものにするにはどうするか。単にチェック機能を果たすだけでなく、議員提出議案など、市民とも連携をして政策を作っていくことが重要となる。

☆議会基本条例を制定し、目標が目に見える形になることは重要。目標、スローガンは、目的を明確にさせる。制定そのものが目標になりがちだが、「仏作って魂入れず」にならない様にする事も大事。しかし、作ったか作らないかではなく、まず目標の「見える化」をさせて、スタートさせてしまうことが大事になる。報告会や説明会では、決まったことを聞かせる会にしてしまっては住民が来ない。権力闘争をしているときが一番住民も興味を持つものだ。「良い戦い」「悪い戦い」を理解せよ。首長にも反問権を与えるなど、一種権力闘争とも言える、隊と運亜立場での首長との戦いを！議員も、生活がある、適正な報酬は必要であるが、人が集まらないのは、報酬のわりにブラック労働であるということに加え、一定数以上の人数が必要で、人数×時間で議員活動の総量が決まる。しかも、活動総量が少なければ、住民から見えず、結果「何もしていない」→「だから無駄」→「定数削減をするべき」という負のスパイラルを突きつけられることになる。また、議員は立候補をすることで失うものがあまりにも多すぎる。生活の全部をかけて当選しても終身雇用ではなく、た

った 4 年後には選挙がある。落選してしまえばその後の生活がままならない。そういったリスクを取ってまでというと、自営業や年金受給者、落選もいとわない一発屋しか、なり手がいなくなる。議員活動の広報、活動の透明化が求められている。

☆議会改革はほとんどの議会でこれまで取り組んできている。では議会基本条例はどうか。議会基本条例は議会改革と結びついているか、単なる理念条例になっていないか。議会本来のあり方と地方議会の将来を考える。議会基本条例を重要な地方自治の柱として、政策提案機能強化と、政策を検討する体制作り。議員一人一人のスキルアップ、専門性向上に向けて、実態のある条例に使いこなして行かなくてはならない。理念条例を不要とするか、理念を重要とするか。「使える議会基本条例」にするには、それぞれの自治体に於いて、考えをまとめて作っただけそのまま停まってしまっては、条例自体が死んでしまう。現状に於いての見直しを。

☆姫路市の状況をもとに説明。平成 23 年 10 月議会基本条例制定。具体的な取り組みとしては、一問一答に反問権を導入。質問方式（一括方式・一問一答方式・複合方式）の多様化。議員間討議を導入。議会報告会は導入せず（市域全部で同様にできず、一部のみの偏った報告会になってしまうおそれあり）今後タブレット導入の検討、セキュリティ対策の改善、予算決算審議のあり方の見直し、決算審査・予算要望書提出は 3 人以上の交渉会派で行う。など。

議会は基本的に住民の代表である＝住民との関係が重要。議会の権限を行使していくには、住民意見、住民との距離のはかり方、住民参加をどう考えていくかが重要となる。議員の専門性向上はもとより、議会事務局の限界も考えると、市民の専門性があっても良い。

### ○ 課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

- ・中学校の「公民」教科書を読んでみましょう。からはじまった。請願・陳情に関する提案、議員間討論、ディスカッションの重要性、市民の声をどのように政策化するか、政策へと結びつける検討会や意見交換会。全てディベート力の他、政策への理解度と問題に対する分析力も求められ、

その中で指針となる議会基本条例の重要性が単なるお飾り状態、制定しただけの条例であってはならないという所に結びついている。課題がある中、実現へこぎ着けることができれば、例えば議員一人の発言が線香花火とすれば、議会の塊としての力は打ち上げ花火の様なもので、市に対する政策提言として非常に大きなものになる。

・四日市市の取り組みは、「議会改革」改革の原動力は議会の誇りとプライドの中で行っているという。議会改革度ランキングで 1 位になったこともあるが、市民のほとんどは知らないという。議会基本条例には、「だめ」「できない」と明記してあるもの以外は序文に盛り込んだという。特に、○市民との情報共有。○市民参加の推進。○議員間討議及び政策提案の三つを基本方針の三本柱としている。取り組んできたものとして、紹介されたものは、議会報告会・インターネット中継・陳情趣旨の聴取・政策提言・議員研修会等々、調布に於いても既に行っているものも数多くあった。調布で行っていないものの中でも特徴的なものは、定例会を通年（年 1 回）とする。学識経験者に専門的な知識で調査を依頼し、それを議案の審査や議会が行う討議に反映させるといったものがあった。市民に議会運営に対する意見を出してもらい、委員会等審査の参考にするというものがあったが、意見が集まらないという現状もあり、課題はまだ多い。地方議会に厳しい時代。マスコミやメディアのイメージもあると考えられるが改革は推進するべき。

・伊万里市の場合は、平成 5 年、30 人中 22 人が入れ替わった補欠選挙があった。議会運営が判らない中、「作法」も判らなければ逆に発言を抑えられることが無いのは幸せなことであった。「二度と削減を突きつけられる事の無い議会」を作ることがミッションであった。会費制で 2 年間で 11 回勉強会を実施、定例会後に正副議長によって、定例記者会見を行う等の取り組みを行う。

地方議会では、地方によって独自の問題があり、乗り越えていくべきものがそれぞれ違う事もある。それによって、やや温度差や価値観が違うと感じたが、それぞれの自治体で、みんな真剣に向かい合っているのが「議会改革」で、その先には市民の厳しい目があることは同様。

議会基本条例というテーマで、議会改革についてそれぞれの立場から様々な事例や提言があり、大変興味深い内容であった。

パネラーの皆さまは、それぞれの議會議長や首長経験者、または大学教授などの研究者であったが、そこでも同じ方向を向きつつ、立場や主張が全く異なることが多いのが印象的であった。

議員個人のファインプレーは NG。一部から支持を受けても、議会全体の信頼にはつながらない、という点。また、議員間討議の重要性。こうしたことから、さて、私たちの議会に視点を移してみたとき、政策転換を迫られる様な大変革を迫られたときに、果たして議員間討議を行っていただろうか、また、議員の個人プレーはどうだろうか。こうした反省すべき点は学ばなくてはならないのではないかと感じている。

住民の意見を反映させるという点に於いても、市民・住民の定義について、どうとらえるか、また、意見や主張がまとまらないときに、ということについても、広範な意見をしっかりと把握しなければならない等、「議会改革」の本質を極めて考えていかなくてはならない。何の付託を受けているのか、守るべき物は何なのかということを、それがしっかりと考えるべきであろう。論理破綻が起きない様に、しっかりと理解をしておくことが重要。

市民意見も、あるところからクレイマーのような意見が出てきてしまうと空気自体が変わってしまう。市民意見は自由意見の集まりであることや、様々な偏りから来るものも多く、まとめていくには技術が必要との意見も、円滑な会議には、上手なファシリテーターが重要な役割を持つというのも、なるほどと思った。